

令和8(2026)年度栃木県サイクルツーリズム推進に係る調査及びデジタルマーケティング業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本要領は、令和8(2026)年度栃木県サイクルツーリズム推進に係る調査及びデジタルマーケティング業務(以下「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、企画提案の募集、参加手続、審査方法その他必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8(2026)年度栃木県サイクルツーリズム推進に係る調査及びデジタルマーケティング業務

(2) 業務内容

別紙1「令和8(2026)年度栃木県サイクルツーリズム推進に係る調査及びデジタルマーケティング業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月5日(金)まで。

(4) 委託料限度額

6,556,990 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課 生涯スポーツ担当

電話:028-623-3416 電子メール:sports-shogai@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県競争入札参加資格を有する者、または契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)に規定する暴力団等に該当しないこと。

と。

(6) 類似業務の実績を有し、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール(予定)

ア 実施要領等の公開	令和8(2026)年4月6日(月)
イ 質問受付期限	令和8(2026)年4月16日(木) 正午必着
ウ 質問への回答	令和8(2026)年4月22日(水)
エ 参加表明書提出期限	令和8(2026)年4月24日(金) 正午必着
オ 企画提案書提出期限	令和8(2026)年4月30日(木) 正午必着
カ プレゼンテーション審査	令和8(2026)年5月13日(水)予定
キ 選定結果の通知・公表	令和8(2026)年5月15日(金)予定

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間:上記4(1)アの日から4(1)エの日時まで

(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。)

イ 配布場所:上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

ア 受付期間:上記4(1)イのとおり

イ 質疑方法:電子メールにより、上記2(5)の担当所属に提出すること。

・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。

・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 回答期日: 令和8(2026)年4月22日(水)までに回答予定

エ 回答方法: 回答は栃木県ホームページ(上記4(2)イのページ)に掲載する。

※質問内容により、個別回答とする場合がある。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出書類:別記様式1及び様式2-1、2-2

イ 提出方法:電子メール、持参又は書留郵便

ウ 提出期限:上記4(1)エのとおり(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。)

※ 期限後の応募書類は無効とする。

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書(電子データ及び紙資料)を提出すること。

なお、副本を作成し、副本には参加者名やロゴマーク等、参加者が類推されるようなものは一切記入しないこと。

ア 提出期限:上記4(1)オのとおり

イ 提出部数:

・電子データ(正本・副本)

・紙資料: 正本1部、副本6部、見積書正本1部

ウ 提出方法:電子メール、持参又は書留郵便

エ ファイル形式:Word、Excel、PowerPoint 又は PDF

オ 用紙仕様:A4版を基本とし、A3版は A4に折り込むこと

カ 記載事項(記載順不同)

(ア) 企画提案内容

(a) 栃木県内におけるサイクルツーリズム及びそのマーケットの調査の全体設計

(b) 本県を訪れているサイクリストの属性・行動データ等の収集・調査分析に係る具体的な手法・ツール・設計

(c) デジタル広告配信の実施設計(媒体、ターゲット、KPI、効果測定等)

(e) その他本事業の推進に資する提案

(イ) 実施計画(年間スケジュールを含む)

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の実績

(オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を区分)

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出期限後の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 企画提案書は栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく開示対象となる。

エ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

オ 参加に要する費用は全て参加者負担とする。

カ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

キ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

ク 企画提案書の提出をもって、本要領内容に同意したものとみなす。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2「令和8(2026)年度栃木県サイクルツーリズム推進に係る調査及びデジタルマーケティング業務公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書について、プレゼンテーション(20分以内)及びヒアリング(20分以内)を令和8(2026)年5月13日(水)(予定)に実施する。

実施方法については、参加者の希望により、栃木県庁舎又はオンラインでの実施を選択できるものとし、参加表明書提出の際に希望する実施方法を上記2(5)の担当所属に伝達する。実施する時間及び実施方法については、令和8(2026)年4月30日(木)までに別途連絡する。

指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

(3) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングを通して企画提案書、見積書の審査を行い、評価基準に基づいてプロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定

ア 失格者を除いた者のうち、上記5(3)による評価の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計点の平均点が250点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に結果を通知する。また、次の事項を県ホームページ(上記4(2)イのページ)に公表する。

(1) 契約候補者の名称、総合点、選定理由

(2) 契約候補者以外の参加者数及びそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次点者の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払は精算払いとする。

(3) 契約を締結しない場合は辞退届(様式任意)を提出し、次順位者を候補とする。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(5) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

(1) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

(2) 本プロポーザルへの参加により県から知り得た情報を他者に漏らしてはならない。